



鹿屋市都市計画 マスタープラン

概要版

平成28年7月
鹿児島県鹿屋市

目 次

1. 鹿屋市の現況と課題	1
(1) 人口の状況	1
(2) 都市構造の課題	2
2. 全体構想	3
(1) 将来都市像	3
(2) 将来の都市のあるべき姿	3
(3) 都市づくりの基本目標	3
(4) 将来都市構造	4
(5) 分野別方針	5
①土地利用の方針	5
②道路・交通の方針	6
③拠点形成の方針	7
④都市環境の方針	8
⑤都市防災の方針	9
3. 地域別構想	10
(1) 地域区分について	10
(2) 地域別方針	11
4. 計画の実現に向けて	23
(1) 実現に向けた基本的な考え方	23
(2) 協働による都市づくりの推進	23
(3) 計画の進行管理	23

1. 鹿屋市の現況と課題

◆人口減少・高齢化の進行と市街地の拡散により、地域活力の衰退が懸念されています

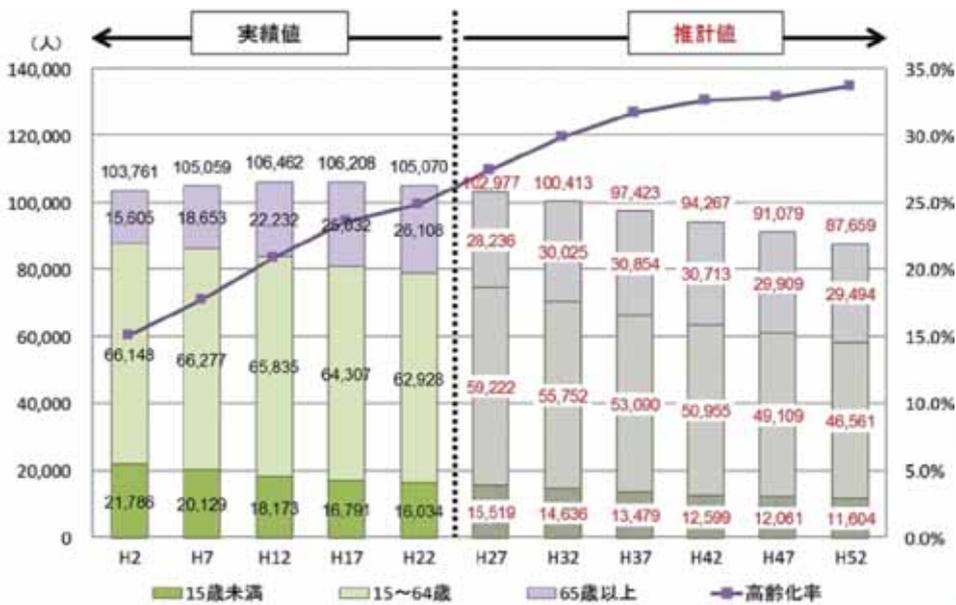
◆今後は拡散を抑制し、市民が安心して暮らせるまとまりのある都市づくりが必要です

(1) 人口の状況

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は減少し、平成 52 年には約 87,700 人になると予測されています。年齢階層別では、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成 32 年には総人口の約 30%を占めると予測されています。

また、用途地域の周辺部で、人口増加がみられる一方で、市街地中心部では人口減少が進んでおり、空洞化がみられます。

◆人口の推移と推計



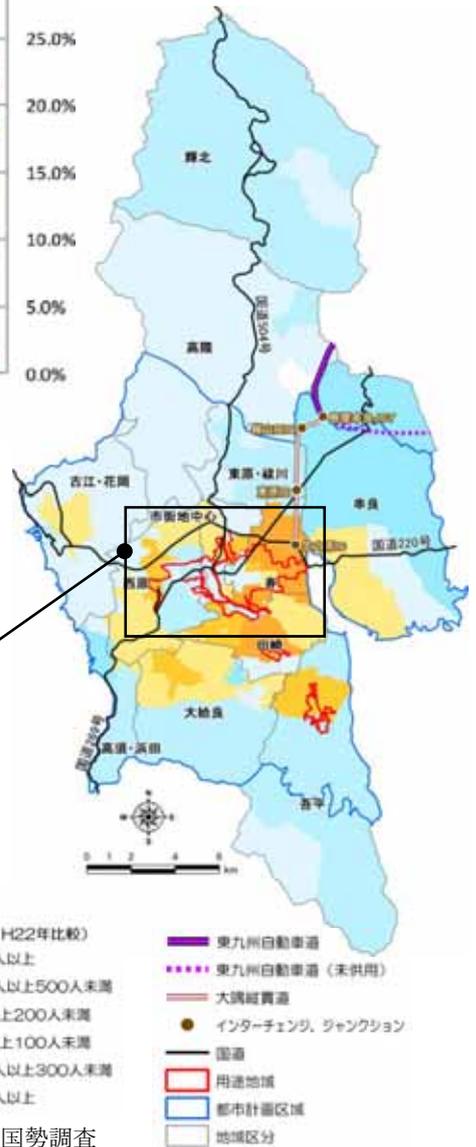
※資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（推計値）

【市街地部拡大図】



◆人口増減図（H7年、H22年比較）

※資料：国勢調査



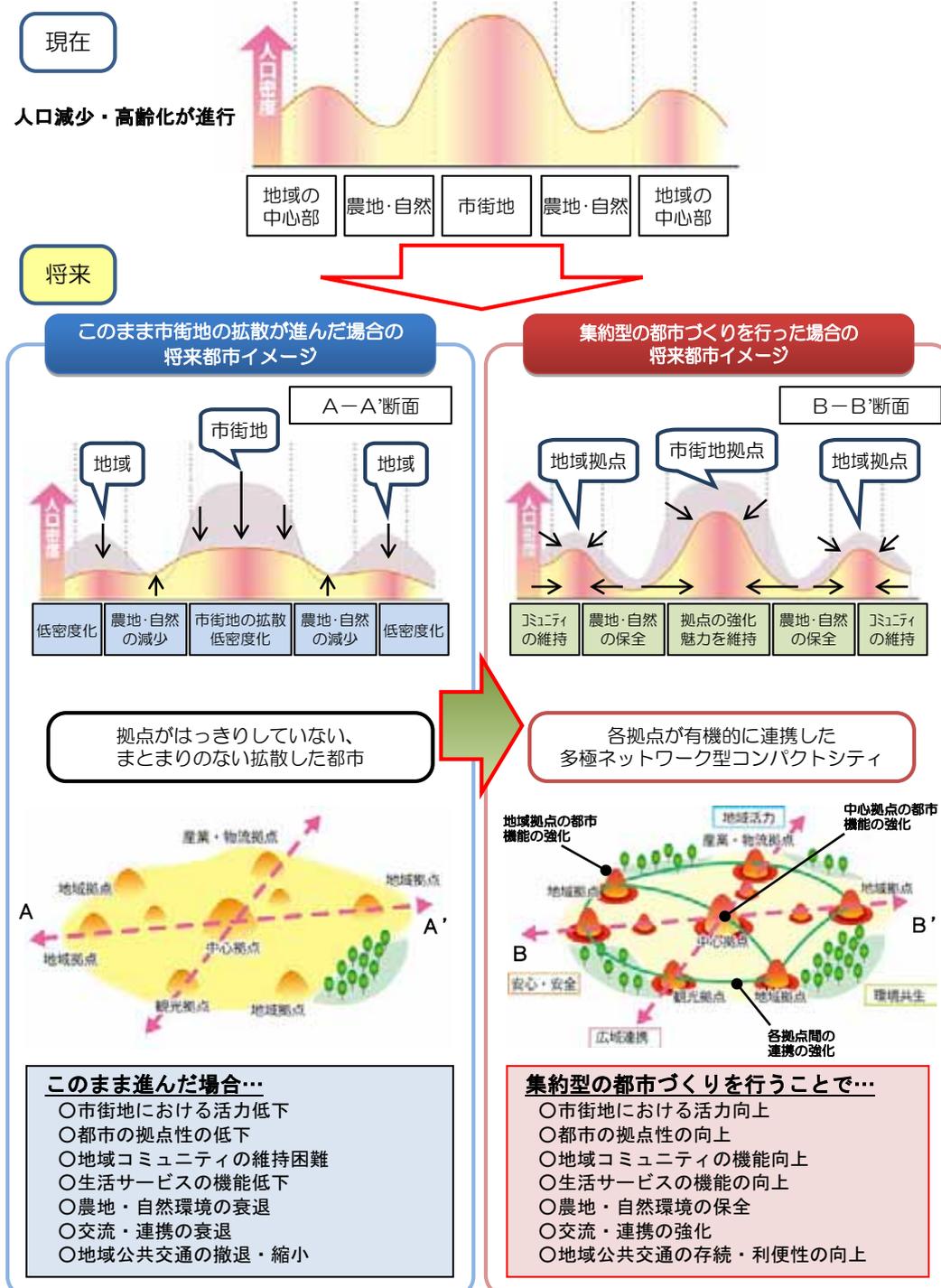
(2) 都市構造の課題

土地利用の状況として、市街地の周辺部は、宅地化の進行や幹線道路沿道への商業施設の立地等により、市街地の拡散的拡大が顕著にみられます。これにより、豊かな自然環境の喪失等、環境への負荷が増大しています。一方、市街地中心部の人口の空洞化とともに、商店街では空き店舗が増加し、商業機能の低下による賑わいの喪失がみられます。

今後は、これ以上の市街地の拡散を抑制し、人口減少・高齢化が進行しても市民が安心して暮らせる持続可能な都市を目指すため、「まとまりのある都市づくり（※集約型の都市づくり）」を進める必要があります。

※集約型の都市づくりとは、中心部だけに全てを集約するのではなく、下図のように各拠点を位置づけ、各拠点において生活機能を維持し、拠点同士を道路や公共交通で結ぶ、都市づくりの考え方です。

◆集約型都市づくりのイメージ



2. 全体構想

◆都市のあるべき姿と都市づくりの基本目標、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成へ向けた将来都市構造を提唱し、都市計画の取組分野ごとの方針を定めます

(1) 将来都市像

都市づくりの基本的な目標として、以下に示す将来都市像を設定します。

ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」

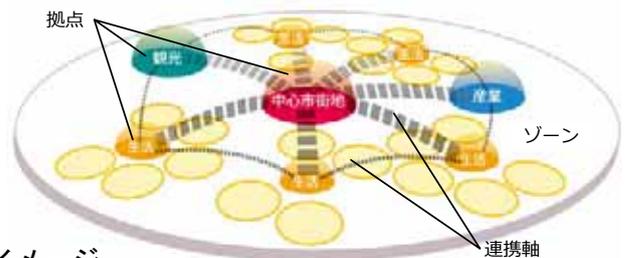
(2) 将来の都市のあるべき姿

将来都市像を実現するため、以下に示す将来の都市のあるべき姿（グランドデザイン）を基に都市づくりを推進します。また、実現にあたっては、都市構造を構成する要素（点・線・面）を組み合わせ、グランドデザインを描きます。

【グランドデザイン】

豊かな暮らしを実現する多極ネットワーク型コンパクトシティ

点 【拠点】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地や周辺地域に、必要な都市機能や生活機能が集約した地区 ・ 観光や産業等、地域の特性を活かした地区
線 【連携軸】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点と拠点との交通を効果的に連携させる軸
面 【ゾーン】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの人が集まる都市的なゾーンや、豊かな自然環境、営農環境を保全・活用するゾーン等、土地利用のあり方を示すおおまかな区分



◆将来都市構造イメージ

(3) 都市づくりの基本目標

将来都市像と都市のあるべき姿の実現に向けて、以下に示す基本目標を基に都市づくりを進めます。

基本目標 1

“住みたい・住み続けたい”と思える
安全で快適な都市づくり

- 土地利用の混在を防ぐとともに、有効利用を図り、まとまりのある居住地域を形成します。
- 生活に必要な便利施設や各種の都市機能を身近に確保し、生活の利便性を高めます。
- 道路のゆとりや交通安全性を確保し、安全安心に行動できるまちをつくります。
- 自然条件の克服や都市施設の強靱化を図り、災害に強い安心して暮らせる都市づくりを進めます。

基本目標 2

“働きたい”と思える
にぎわいと活気にあふれる都市づくり

- 農林水産業の振興による活性化のため、生産環境の保全、整備を図る土地利用を進めます。
- 産業基盤の形成を進め、新たな産業の立地、集積を誘導します。
- 商業機能をコンパクトに集約、配置し、にぎわいのある魅力的な中心市街地や地域拠点をつくります。
- 産業活動や物流を支え、商業や都市機能の集積する拠点へのアクセスを確保する道路ネットワークを構築します。

基本目標 3

“訪れたい”と思える
魅力あふれる大隅の中心都市づくり

- 特色ある公園や海・山の観光資源、スポーツ関連機能等を活かし、市内外の交流を促進する拠点をつくります。
- 中心市街地の都市機能集積による一層の高度化を図り、拠点性を高めます。
- 本市への広域からのアクセスの確保および向上を図り、訪れやすい条件をつくります。

基本目標 4

未来に引きつぐ豊かな自然を
“守っていく”都市づくり

- 高隈山や鹿児島湾等の恵まれた自然環境を保全し、活用を図ります。
- 美しい自然景観を守り、活かすとともに、ゆとりと潤いの感じられる市街地景観の創出を図ります。
- 自然環境、良好な景観を壊すことなく次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、行政が一体となった取組を行います。
- 資源、エネルギーの循環利用や環境負荷の少ない都市づくりを進め、都市の持続可能性を高めます。

(4) 将来都市構造

前述した、将来都市像や都市づくりの基本目標の達成のため、以下に都市構造を構成する拠点（点）、連携軸（線）、ゾーン（面）の各要素について基本的な機能を示し、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成へ向けた将来の都市構造を設定します。

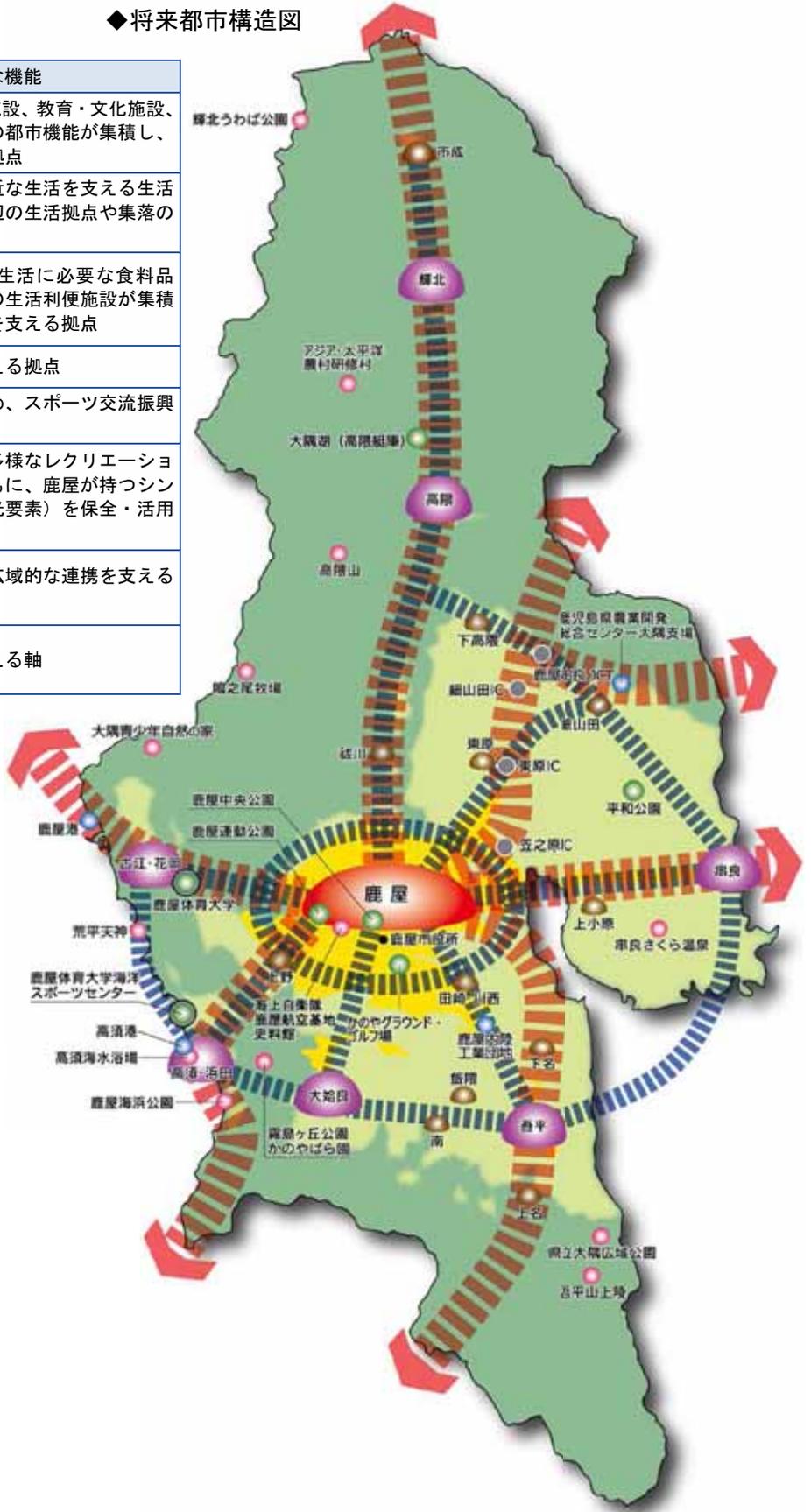
◆将来都市構造図

都市構造		基本的な機能
点 【拠点】	中心拠点	行政施設や商業・業務施設、教育・文化施設、医療施設、福祉施設等の都市機能が集積し、市全体の生活を支える拠点
	地域拠点	各地域の中心として身近な生活を支える生活利便施設が集積し、周辺的生活拠点や集落の生活を支える拠点
	生活拠点	主に集落の中心として生活に必要な食料品店、郵便局、公民館等の生活利便施設が集積し、周辺の集落の生活を支える拠点
	産業拠点	鹿屋の産業や物流を支える拠点
	スポーツ交流拠点	市内外からの利用を含め、スポーツ交流振興に寄与する拠点
	観光文化レクリエーション拠点	市民の健康に寄与し、多様なレクリエーションの場を提供するとともに、鹿屋が持つシンボル（歴史・文化・観光要素）を保全・活用する拠点
線 【連携軸】	広域連携軸	都市の骨格を形成し、広域的な連携を支える軸
	地域連携軸	地域間の交流連携を支える軸

都市構造		基本的な機能
面 【ゾーン】	都市的土地利用ゾーン	市民生活を支える多様な都市機能を有する地域
	田園環境共生ゾーン	農業機能と生活機能が共生する地域
	自然環境共生ゾーン	山林、沿岸部等の自然環境と生活機能が共生する地域

凡例

- 中心拠点
- 地域拠点
- 生活拠点
- 産業拠点
- スポーツ交流拠点
- 観光文化レクリエーション拠点
- ▬▬▬ 広域連携軸
- ▬▬▬ 地域連携軸
- インターチェンジ、ジャンクション
- 都市的土地利用ゾーン
- 田園環境共生ゾーン
- 自然環境共生ゾーン



(5) 分野別方針

都市の将来像の実現に向けて都市づくりを計画的に進めるため、都市計画の取組分野（土地利用、道路・交通、拠点形成、都市環境、都市防災）ごとに、基本的な考え方や取組の方向性を定めます。

①土地利用の方針

地域特性を活かした秩序ある土地利用

都市的土地利用ゾーン

★中心市街地エリア

都市機能集積とまちなか居住を誘導する土地利用の推進

- ◆ 高次な都市機能の集積に向けた土地利用の推進
- ◆ 中心市街地への居住の誘導
- ◆ 生活の利便性向上に資する商業機能等の適正配置
- ◆ 工業系用途から住居系用途への変更
- ◆ 低未利用地の有効活用

★郊外市街地エリア

周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導

- ◆ 土地利用規制誘導策の導入
- ◆ 沿道サービス施設の誘導
- ◆ 周辺環境に配慮した産業集積の基盤づくり

田園環境共生ゾーン

良好な田園環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

- ◆ 優良農地の無秩序な開発を抑制し、農業関連計画と連携した農地の保全
- ◆ 田園集落にふさわしい土地利用の誘導

自然環境共生ゾーン

豊かな自然環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

★森林環境共生エリア

- ◆ 森林環境の保全
- ◆ 里山にふさわしい土地利用の誘導

★海岸環境共生エリア

- ◆ 海岸環境の保全
- ◆ 海岸集落にふさわしい土地利用の誘導

市の一体的な都市計画

一体的な都市計画による都市づくりの推進

- ◆ 都市計画区域の再編

◆土地利用方針図



②道路・交通の方針

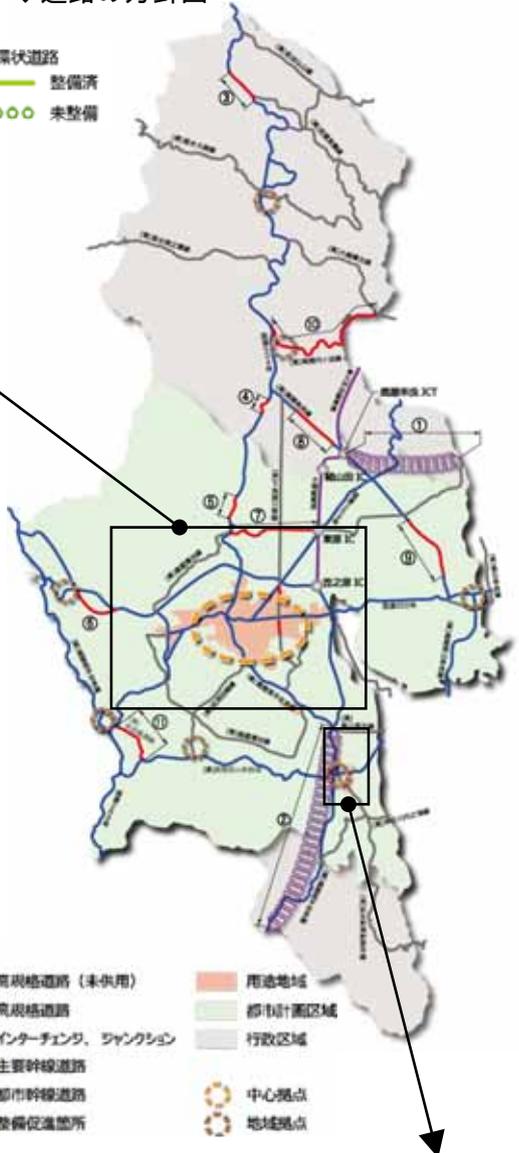
多極ネットワーク型都市構造を支える道路・交通ネットワークの形成



◆道路の方針図

鹿屋用途地域内凡例

- 都市計画道路 整備済 (Green line)
- 都市計画道路 未整備 (Red line)
- 環状道路 整備済 (Yellow line)
- 環状道路 未整備 (Green dashed line)



凡例

- 高規格道路 (未供用) (Blue dashed line)
- 高規格道路 (Green line)
- インターチェンジ、ジャンクション (Blue circle)
- 主要幹線道路 (Blue line)
- 都市幹線道路 (Red line)
- 整備促進箇所 (Red dashed line)
- 用途地域 (Orange area)
- 都市計画区域 (Green area)
- 行政区域 (Grey area)
- 中心拠点 (Blue circle)
- 地域拠点 (Red circle)

道路ネットワークの形成

★広域連携軸

広域的な交流を促進する道路ネットワークの形成

- ◆人やモノの交流・物流を支える広域道路ネットワークの形成

★地域連携軸

集約型都市構造の骨格となる効率的な道路ネットワークの形成

- ◆拠点間や市街地内の円滑な移動を支える幹線道路ネットワークの形成

市街地内の効率的な道路整備

計画的・効率的な整備および管理の推進

- ◆長期未着手の都市計画道路の見直し
- ◆計画的な維持管理の推進

生活道路の整備 生活道路の整備

- ◆安全で快適な道路空間の確保
- ◆狭い生活道路の改善

◆整備促進箇所

箇所番号	道路名(都市計画道路)
①	東九州自動車道
②	大隅縦貫道
③、④、⑤	国道504号
⑥	国道220号古江バイパス
⑦	県道鹿屋環状線
⑧、⑨	県道高隈串良線
⑩	県道高隈内ヶ迫線
⑪	県道永吉高須線
⑫	県道下高隈川東線 (3・3・15 寿大通線)
⑬	県道鹿屋高山串良線 (3・4・2 吾平東西線)

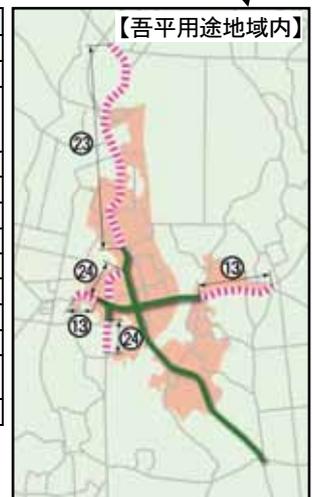
◆長期未着手の都市計画道路

箇所番号	都市計画道路名	道路名
⑫	3・3・15 寿大通線	県道下高隈川東線
⑬	3・4・2 吾平東西線	県道鹿屋高山串良線
⑭	3・6・3 鹿屋南北線	国道504号、県道鹿屋吾平佐多線、県道田淵田崎線、市道樋渡外園線、市道外園大園線
⑮	3・4・17 札元打馬線	市道郷之原札元線、市道尾曲線
⑯	3・4・2 昭栄札元線	国道269号、市道昭栄寿線
⑰	3・4・14 田崎寿線	市道新川原1号線、市道田崎寿線
⑱	3・6・8 古前城線	市道古前城線
⑲	3・5・11 文化線	— (新設道路)
⑳	3・5・1 本通線	国道269号、市道西原中央線
㉑	3・4・13 西郷之原線	県道鹿屋環状線
㉒	3・3・12 笠之原一里山線	国道220号
㉓	3・4・1 吾平山陵公園線	県道鹿屋吾平佐多線、県道折生野神野吾平線、市道川西線
㉔	3・4・3 吾平中央通線	県道鹿屋吾平佐多線、市道出口宮前線

※箇所番号は道路の方針図内の番号

公共交通サービスの確保 利便性の高い公共交通体系の構築

- ◆拠点間を結ぶ効果的な公共交通の確保
- ◆地域特性に応じた生活交通の確保
- ◆広域公共交通ネットワークの構築



吾平用途地域内凡例

- 都市計画道路 整備済 (Green line)
- 都市計画道路 未整備 (Red line)

③拠点形成の方針

役割に応じた機能を集積し、地域の活力を支える拠点の形成

◆中心拠点、地域拠点、生活拠点の配置方針図



中心拠点

大隅地域の拠点にふさわしい多様な都市機能が集積した中心拠点の形成

- ◆商業・福祉・医療など高次な都市機能施設の誘導による集積
- ◆良好な居住環境の形成によるまちなか居住の誘導
- ◆既存ストックの有効活用による魅力の創出
- ◆働く場の集積と働きやすい環境整備の推進
- ◆利便性の高い公共交通ネットワークの形成

地域拠点および生活拠点

地域の生活を支える持続可能な拠点づくり

- ◆生活機能の集約・維持
- ◆生活交通の確保

◆産業拠点、スポーツ交流拠点、観光文化レクリエーション拠点の配置方針図



産業拠点

地域活力を創出する産業拠点の形成

- ◆産業拠点の充実と新規形成
- ◆円滑な物流ネットワークの形成

スポーツ交流拠点および観光文化レクリエーション拠点

魅力ある交流拠点の形成

- ◆スポーツ交流人口の増加に資する拠点機能の充実
- ◆魅力ある観光地づくり
- ◆情報発信の充実

⑤都市防災の方針

安心して住み続けられる、安全で災害に強い都市づくり

◆都市防災の方針図

自然災害の抑制・被害軽減対策の推進

自然災害の抑制と減災対策の推進

- ◆土砂災害の発生防止
- ◆雨水排水対策の推進
- ◆適切な開発の誘導

強靱な都市施設・市街地の整備

強靱な防災都市構造の形成

- ◆建築物の耐震化・不燃化の推進
- ◆緊急輸送道路の整備促進
- ◆ライフライン施設の耐震化
- ◆公共空間におけるオープンスペースの確保

地域の防災力・防犯環境の向上

自助・共助・公助による地域の安全性の確保

- ◆多様なニーズに対応した災害情報の提供
- ◆空き家対策の推進

凡例

- 緊急避難広場
 - 避難所
 - 避難所、緊急避難広場
 - 田 県民健康プラザ（災害拠点病院）
 - Y 消防署
 - ＊ 警察機関
- 整備を促進する道路
- 高規格幹線道路（第一次）
 - 高規格幹線道路（第一次）未供用
 - 第一次緊急輸送道路
 - 第二次緊急輸送道路
- 土石流危険渓流
 - 土石流危険区域
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 河川
 - 浸水想定区域
 - 沿岸部の10m未満の標高区域
- 土砂災害対策の促進箇所
 - 河川整備の促進
 - 高規格道路（未供用）
 - 主要幹線道路
 - 都市幹線道路
 - 都市計画区域
 - 行政界



3. 地域別構想

◆鹿屋市全体の都市づくりの構想を受け、地域ごとの役割とまちづくり方針を提唱します

(1) 地域区分について

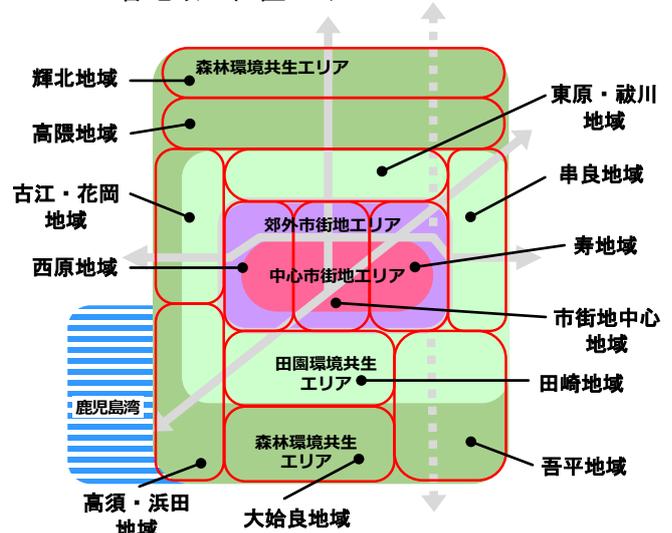
地域別構想は、全体構想を踏まえ、市民の日常的な生活圏を考慮し、地域の特色を活かした都市づくりの方針を定めます。本計画では、地域の歴史や地形等の自然的条件、土地利用の状況、日常生活の活動範囲等を考慮し、以下に示す12地域に区分します。

地域	町内会
1.市街地中心	古前城、本町、朝日町、向江、共栄、新栄、北田東大手、大手、西大手、曾田、白崎、王子、打馬、下祓川、弥生、西祓川
2.寿	新川、緑山、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、寿5・6丁目、寿7丁目、寿8丁目、泉ヶ丘、礼元1丁目、礼元2丁目、旭原、笠之原
3.西原	上谷、新生、大浦、西原1丁目、西原2丁目東、西原2丁目西、西原2丁目中央、西原3丁目、西原4丁目、郷之原、今坂、上野、野里
4.高隈	高隈、大黒
5.東原・祓川	東原、上祓川、祓川
6.田崎	田崎、川西、川東、永野田、名貴
7.大始良	飯隈、萩塚、星塚、池園、南、大始良東、大始良西、獅子目、田淵、横山、下堀
8.高須・浜田	高須、浜田
9.古江・花岡	花岡、鶴羽、根木原、花里、北花岡、海道、古里、白水、一里山、小野原、天神、船間、古江新町、古江本町、古江港、古江西
10.輝北	百引、平南、市成、高尾
11.串良	細山田北、細山田西、共心、東共心、細山田中央、新堀、下中、中野、山下、矢柄、上矢柄、上辰喰、辰喰、栄、上栄、更栄、昭栄、共栄西、共栄中、共栄東上、共栄東、鳥之巣、平和、星ヶ丘、下甫木、大迫、中甫木、富ヶ尾中央、桜ヶ丘、吹上田、中郷、上大塚原上、上大塚原下、下大塚原、新大塚原、串良東部、串良中央、永和、諏訪下、堅田、岡崎東西、岡崎上、白寒水、大坪、下小原、中宿、中山上、中山下、十三塚、中山原、松崎、城ヶ崎、柳谷、下方限、塩塚、永峯、県営十三塚・大久保段
12.吾平	神野地区、鶴峰東地区、鶴峰中地区、鶴峰西地区、中央東地区、中央町地区、中央麓地区、中央西地区、下名東地区、下名西地区

◆地域区分図



◆全体構想（土地利用）における各地域の位置づけ



(2) 地域別方針

①市街地中心地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、官公庁や公共施設、業務機能等が集積する大隅地域の政治、経済、文化の中心であり、都市機能が集積した“大隅地域の中心拠点”としての役割を担います。

◆まちづくりの基本方針

- 都市機能が集積し、多くの交流が生まれる活力に満ち溢れた中心拠点づくりを目指します。
- まちなか居住を誘導するために、都市機能の集積による利便性や魅力の向上を目指します。

◆まちづくり方針図

【土地利用】

- ◆市街地内の低未利用地の有効活用

【拠点形成】

- ◆商業・福祉・医療など高次な都市機能施設の誘導による集積
- ◆良好な居住環境の形成によるまちなか居住の誘導
- ◆働く場の集積と働きやすい環境整備の推進

【道路、交通】

- ◆市街地内の円滑な移動を支える幹線道路ネットワークの形成
- ◆安全で快適な道路空間の確保
- ◆生活交通の確保

【都市防災】

- ◆自然災害の抑制・被害軽減対策の推進
- ◆耐震・防火対策の推進
- ◆公共空間におけるオープンスペースの確保

【土地利用】

- 田園環境共生エリア
- ◆農地や自然環境の保全

- ◆郊外沿道商業・業務地の誘導

【土地利用】郊外住宅地

- ◆郊外における居住環境の保全
- ◆優良農地周辺でのスプロール化の抑制

- ◆郊外沿道商業・業務地の誘導

【土地利用】市街地中心

- ◆高次の都市機能の集積に向けた土地利用の推進

- ◆スポーツ交流拠点機能の充実



リナシティかのや



鹿屋中央公園

【都市環境】

- ◆公共下水道の計画的な整備推進
- ◆田園景観の保全
- ◆憩いややすらぎを与える市街地環境の創出

【土地利用】住宅市街地、専用住宅地

- ◆居住を誘導する良好な市街地の形成

②寿地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、現在も人口の増加傾向が続き、人口増加に伴う宅地化も急速に進んでいます。また、県民健康プラザの周辺整備をはじめ、良好な居住空間が形成されており、これに伴い、近隣型の商業施設も多数立地しており、居住の受け皿となる役割を担います。

◆まちづくりの基本方針

- 適正な市街地規模の維持を図り、生活利便を享受できる区域に適正に居住を誘導し、誰もが暮らしやすい住・商が共存する都市づくりを目指します。
- 交通の利便性の高い立地を活かした新たな産業集積の基盤づくりを目指します。

◆まちづくり方針図



④高隈地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、高隈山と笠野原台地に囲まれ、高隈山の照葉樹林、串良川、大隅湖等の豊かな自然に恵まれた地域です。また、大隅湖に面するアジア・太平洋農村研修村は、地域の交流拠点としての役割を担います。

◆まちづくりの基本方針

- 本地域が有する身近な大自然をはじめ食や歴史・文化等、高隈の恵みを活かし、人々が集う「郷づくり」を目指します。

◆まちづくり方針図



⑤東原・祓川地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、高隈山麓に位置するとともに自然環境に恵まれ、広大な畑作、畜産地帯を形成しています。また、茶、豚、酪農、肉用牛等の生産地で、本市の農畜産業の中心的な役割を担います。

◆まちづくりの基本方針

- 生活空間と農畜産業、良好な自然環境が共生する恵み豊かなまちづくりを目指します。
- 利便性の高い高速交通体系を活かし、新たな産業・物流拠点の形成に向けたまちづくりを目指します。

◆まちづくり方針図



⑥田崎地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、鹿屋内陸工業団地と田崎工場適地を中心に電子・機械、食品関連産業等が集積し、本市の工業の中心的役割を担います。また、沿道商業施設や教育施設も多く立地しており、居住の受け皿となる役割も担います。

◆まちづくりの基本方針

- 職住と教育が共存し、ゆとりある居住の受け皿となるまちづくりを目指します。
- 豊かな自然・農業環境と居住環境が調和したまちづくりを目指します。

◆まちづくり方針図



⑦大始良地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、県内有数の観光拠点であるかのやばら園を中心に、交流を産み出す役割を担います。また、鹿屋原台地や国見山麓の畑地では露地野菜等の園芸栽培が盛んであり、本市の農業を支える役割を担います。

◆まちづくりの基本方針

- 多くの人々にぎわう観光交流拠点を活かしたまちづくりを目指します。
- 農業環境と居住環境が調和したまちづくりを目指します。

◆まちづくり方針図

【道路、交通】

- ◆安全で快適な道路空間の確保
- ◆生活交通の確保

【都市環境】

- ◆コミュニティの維持・充実に向けた公園の計画的な維持・管理
- ◆自然景観や田園景観の保全
- ◆史跡等の保全と活用

【都市防災】

- ◆自然災害の抑制・被害軽減対策の推進
- ◆地域防災力の向上
- ◆空き家対策

◆魅力ある観光地づくり

◆生活機能の維持・確保



かのやばら園

【土地利用】田園環境共生エリア

- ◆田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導
- ◆優良農地の保全

【土地利用】郊外住宅地

- ◆居住を誘導する良好な居住環境の形成



横尾岳公園（横尾岳のつつじ）

⑧高須・浜田地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、市唯一の海浜公園があるなど、沿岸地域の特色を活かしたスポーツ・レクリエーション交流地域としての役割を担います。また、海洋性の温暖な気候に恵まれた農業と漁業が発展してきた地域でもあり、農業や漁業の生産基盤としての役割も担います。

◆まちづくりの基本方針

- マリンスポーツやレジャー施設が充実した観光交流により多くの人が行き交うにぎわいのあるまちづくりを目指します。
- 海岸環境をはじめとする自然環境と農業環境および居住環境が調和したまちづくりを目指します。

◆まちづくり方針図



⑨古江・花岡地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、鹿屋港を有する海岸部と台地の2つの区域からなっており、海岸部の沖合ではカンパチの養殖漁業等が盛んに行われていることから漁業の中心としての役割を担います。また、台地には我が国唯一の体育系の国立大学法人である鹿屋体育大学や、国立大隅青少年自然の家があり、多様な交流を生み出す役割を担います。

◆まちづくりの基本方針

- 農林水産業と居住環境が調和したまちづくりを目指します。
- 鹿屋港や鹿屋体育大学、荒平天神をはじめとする歴史的資源等を活用した人々が行き交うにぎわいのあるまちづくりを目指します。

◆まちづくり方針図



⑩輝北地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、市北部に位置する、森林や星空日本一に代表される自然環境に恵まれた高地です。地域の中央には鹿児島空港方面と鹿屋市中心部を結ぶ国道504号が縦断し、市の北の玄関としての役割を担います。

◆まちづくりの基本方針

- 輝北天球館等の地域の特性、特色ある資源を活用した観光交流や環境教育、スポーツ交流等、地域内の交流を促進する北の玄関口にふさわしいまちづくりを目指します。

◆まちづくり方針図

【道路、交通】

- ◆拠点間の円滑な移動を支える幹線道路ネットワークの形成
- ◆生活交通の確保

【拠点形成】

- ◆学校跡地の有効活用

【都市環境】

- ◆コミュニティの維持・充実に向けた公園の計画的な維持管理
- ◆史跡等の保全と利活用
- ◆自然景観や田園景観の保全

【都市防災】

- ◆自然災害の抑制・被害軽減対策の推進
- ◆地域防災力の向上
- ◆空き家対策

◆魅力ある観光地づくり



輝北うわば公園



輝北ふれあいセンター



◆生活機能の維持・確保

【土地利用】田園環境共生エリア

- ◆田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導

◆生活機能の維持・充実

【土地利用・都市環境】森林環境共生エリア

- ◆自然環境の保全

凡例

- | | |
|--------------|----------------|
| ● 地域拠点 | ■ 田園環境共生エリア |
| ○ 生活拠点 | ■ 森林環境共生エリア |
| ● 観光文化の「江」拠点 | — 主要幹線道路 |
| ● 市役所・支所等 | — 都市幹線道路 |
| ● 公共施設 | ■ 農業集落排水事業計画区域 |
| ● 郵便局 | — 道路整備促進 |
| ● 学校 | — 河川 |
| ● 生涯学習施設等 | ○ 主要な農耕地 |
| ● 福祉施設 | |
| ● 公園・緑地等 | |

⑪串良地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、四季折々の自然美にあふれる豊かな歴史と郷土文化に恵まれた地域であり、通水施設を有する広大な笠野原台地では、さつまいも、露地野菜、園芸作物、水稻等が生産されています。また、ウナギの産地としても知られており、食料供給基地として本市を支える役割を担います。

◆まちづくりの基本方針

- 農業と居住環境が調和したゆとりある暮らしを創出するまちづくりを目指します。
- スポーツ交流・観光文化レクリエーション拠点を活かしたまちづくりを目指します。

◆まちづくり方針図



⑫吾平地域のまちづくり方針

◆地域の役割

本地域は、吾平山上陵を中心とする歴史と豊かな自然、県立大隅広域公園や吾平物産館、湯遊ランドあいら等多くの観光資源があり、本市の交流人口の拡大に資する役割を担います。また、肉用牛や養豚等の畜産業が盛んであり、食料供給基地として本市を支える役割を担います。

◆まちづくりの基本方針

- 地域固有の豊かな自然や農山村環境、重みのある歴史文化を活かし、吾平地域の多彩な個性が表現されるまちづくりを目指します。

◆まちづくり方針図

【道路、交通】

- ◆人やモノの交流・物流を支える広域道路ネットワークの形成
- ◆市街地内の円滑な移動を支える幹線道路ネットワークの形成
- ◆安全で快適な道路空間の確保
- ◆生活交通の確保

【都市環境】

- ◆コミュニティの維持・充実に向けた公園の計画的な維持管理
- ◆史跡等の保全と利活用
- ◆自然景観や田園景観の保全

【都市防災】

- ◆自然災害の抑制・被害軽減対策の推進
- ◆地域防災力の向上
- ◆空き家対策

◆生活機能の維持・充実

◆生活機能の維持・確保

◆生活機能の維持・確保

- ◆治水対策の推進
- ◆親水性や生態系に配慮した河川の整備

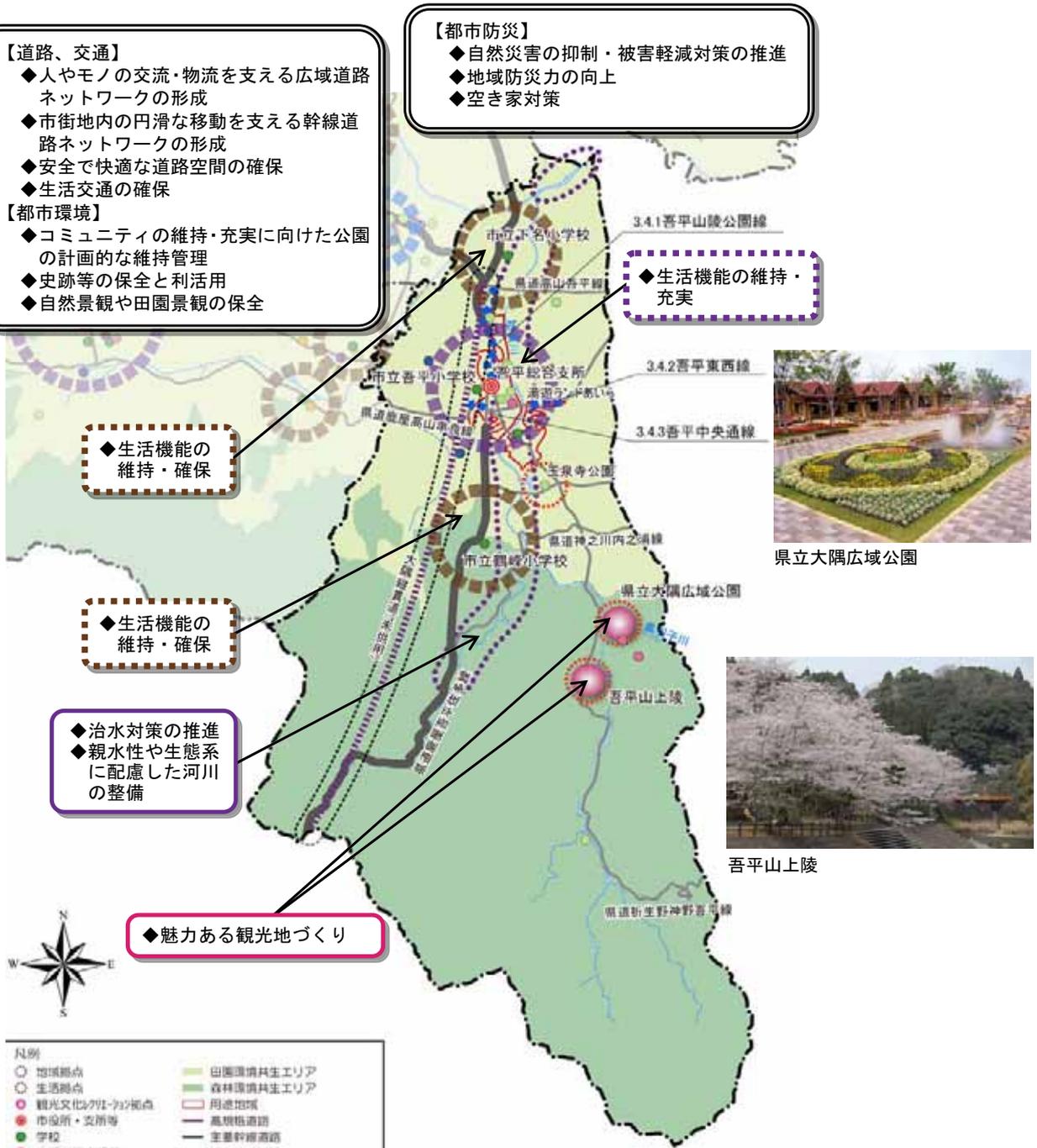
◆魅力ある観光地づくり



凡例	
○ 地域拠点	田園環境共生エリア
○ 生活拠点	森林環境共生エリア
● 観光文化体験・交流拠点	用途地域
● 市役所・支所等	農林道路
● 学校	主要幹線道路
● 生涯学習施設等	都市幹線道路
● 福祉施設	道路探検区画
● 公園・緑地等	未整備道路（都市計画道路）
	河川
	河川整備の促進
	主要な農耕地

【土地利用】田園環境共生エリア

- ◆用途地域縁辺部での無秩序な市街化の抑制
- ◆田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導
- ◆優良農地や山林の保全



県立大隅広域公園



吾平山上陵

4. 計画の実現に向けて

◆都市づくりのあるべき姿の実現に向けて、協働による取組等を提唱します

(1) 実現に向けた基本的な考え方

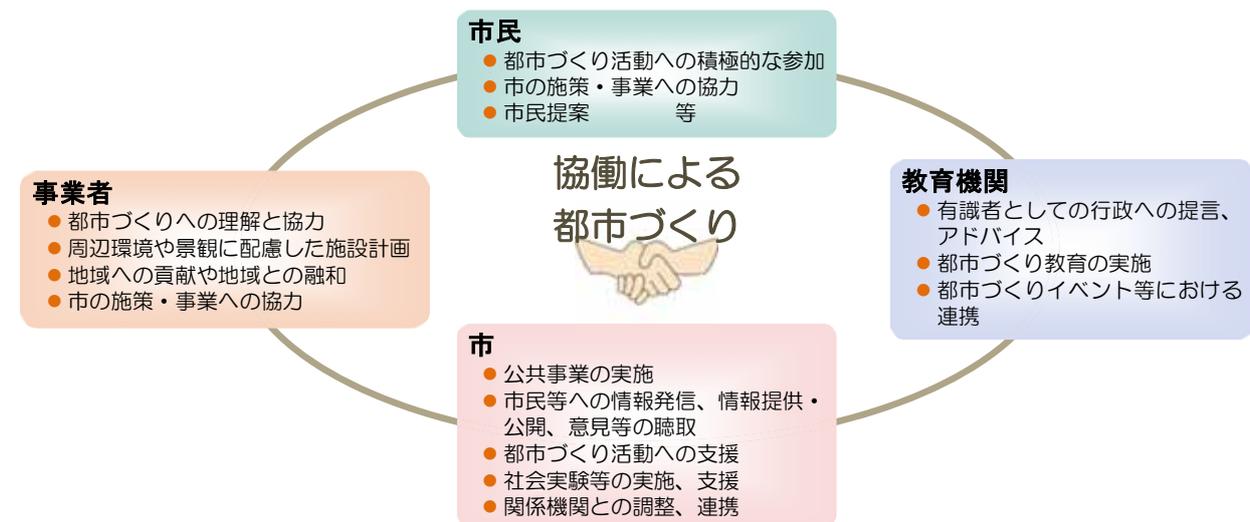
多極ネットワーク型コンパクトシティの実現のためには、都市機能の立地や居住の誘導を図る必要があります。今後は、様々な都市計画手法の中でも、特に規制・誘導を中心とした土地利用施策の展開に重点を置き、まちを緩やかにつくり変えていきます。

◆主な具体的取組施策

- 都市計画区域および地域地区の指定の見直し
- 既存ストックを活かした効果的な道路、下水道の整備
- 個別計画の策定（立地適正化計画、地域公共交通網形成計画の策定）
- 公共施設等総合管理計画や各種長寿命化計画に基づく公共施設の適正量の管理と維持更新

(2) 協働による都市づくりの推進

計画および施策を実現するため、市民、事業者、行政等、各主体の役割を明確にするとともに、都市づくりの目標を共有し、適切な役割分担に基づく都市づくりを進めます。



(3) 計画の進行管理

①PDCAサイクルによる施策の進行管理

都市計画マスタープランの実効性を確保するため、定期的に施策・事業の進捗状況をチェックするとともに、「PDCAサイクル」の考え方に即した進行管理を行います。

②都市計画マスタープランの適切な更新・見直し

都市計画事業や地域地区の指定による規制・誘導等は、効果が表れるまで時間を要することもあるため、都市計画マスタープランは、概ね10年を基本に見直しを行います。また、計画期間中の各時点において実効性のある計画となるよう、適切な更新・見直しを行います。

③都市計画の変更・見直し

都市計画マスタープランを実効性のある計画とするため、都市計画法に基づく土地利用、都市計画施設、市街地開発事業等の計画決定事項について、適宜見直しを行います。



鹿屋市都市計画 マスタープラン 概要版

平成 28 年 7 月

発行/鹿児島県鹿屋市

編集/鹿屋市 建設部 都市政策課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

TEL 0994-43-2111 FAX 0994-41-2936

<http://www.e-kanoya.net/>



鹿屋市都市計画
マスタープラン